

# 序章 目的と取組みの基本姿勢

# 序章 目的と取組みの基本姿勢

## 1 はじめに

公共施設は、区民の生活の営みや産業・経済の活動を支えるとともに、板橋区の景観をリードする役割を果たしています。また、先人の英知により整備された多くの公共施設は、区民が愛着と誇りを持てる景観資産となっています。特に、道路や河川は板橋区を縦横断する軸線として都市の骨格を表わし、公共建築物は地域のランドマークとして、そして公園はゆとりや緑の潤い空間として重要な景観施設となっています。

今後は、このような景観資産を核として活かすとともに、新たな景観形成の取組みに基づいて良好な景観資産を板橋区全域に展開させることが、公共施設担当部署に課されている役割と認識することが重要です。

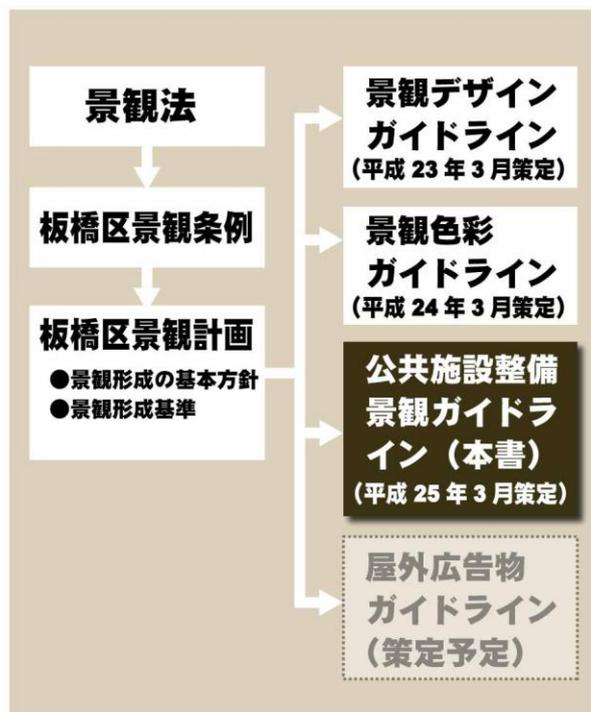
そこで、板橋区において公共施設に係わる者すべてが良好な景観形成を行うためにはどのように取り組むべきか、どのような方針で臨むべきか、そして配慮すべきことはどのようなことなのかを示すために本ガイドラインを策定しています。板橋区は、本ガイドラインが公共施設担当部署や公的機関等、国、東京都並びに区内で公共事業に携わる関係者において、施設整備の際に活用されることを綴っています。

## 2 目的と位置づけ

板橋区は、平成 23 年8月から景観法に基づく板橋区景観計画を運用しています。

板橋区公共施設整備景観ガイドラインは、板橋区景観計画に位置づけられた景観形成の基本方針や景観形成基準をもとに、景観に配慮した公共施設の整備等を行うための指針を定め、その活用により、良好な景観の形成が促進されることを目的としています。

【公共施設整備景観ガイドラインの位置づけ図】



### 3 適用の範囲

#### (1) 本ガイドラインの対象施設と適用の範囲

本ガイドラインは、板橋区で行う右の公共施設及びそれに付帯するものを対象とします。

本区自らが行う整備については、本ガイドラインに沿って実行するものとします。

また、区が補助している事業者等が行う整備については、準拠することを求めるものとします。

この他、国、東京都、及びこれらの補助事業者等、他の地方公共団体、公的機関等（公的住宅供給機関、鉄道等交通事業者、電力・通信・ガス各事業者）が行うものは、理解と協力を求めるものとします。

#### (2) 適用の除外

安全性や文化財の保護など、景観法以外の法律・条例にもとづき必要と認められる行為や災害のために必要な応急措置として行う行為は、適用の除外とします。ただし、このような場合においても、できる限り景観に配慮した整備に努めるものとします。

また、特別な施設において、適切な機関が景観担当部署と協議を経て整備されるものは、適用の除外とします。

例えば、記念施設やモニュメント整備など

#### ■対象施設



## 4 取組みの基本姿勢 注) →印は例示

公共施設の景観形成に向けた目標や責務、役割、景観整備手法などについて、その取組みの基本姿勢をまとめます。

### ① ひと、もの、まちがバランスよく調和した景観づくりを推進します

- 板橋区景観計画の目標である『ひと、もの、まちがバランスよく調和した景観づくり』を積極的に推進します。

### ② 区民の想いを受け止めます

- 公共施設の整備においては、積極的に区民の想いを受止めて計画や設計等に努めます。

### ③ お手本としての役割を担います

- 板橋区景観計画をリードし、民間の景観形成に対するお手本としての役割を担います。
- お手本となる景観形成の手法は多種多様であり、本ガイドラインにすべての手掛りが用意されているわけではありません。「公共施設の良い景観は自らが積極的に創出する」との認識のもとで検討を重ね、適切な手法を導き出します。

### ④ 創意工夫のある取組みを行います

- 景観形成の手法は多種多様であり、標準設計のような画一的な手法を求めるものでもありません。自らが景観形成に向けた創意工夫を重ねる中で新たに優れた景観資産を創出します。

### ⑤ 使いやすく美しい景観の施設づくりを行います

- 公共施設は多くの区民が利用する施設です。そのため誰にとっても使いやすく美しい景観の施設づくりを行います。
- 住みやすく魅力的なまちづくりのための施設づくりを行います。
  - やすらぎやほっとする景観の場づくり（緑陰や休息の場、ゆとりや落ち着ける場）が重要です
  - 温もりやわくわく感を与える景観形成（素材や彩りの工夫、新しさや魅力のあるデザイン）が重要です
- 区民が愛着と誇りを持てるような景観の施設づくりを行います。
- 新たな施設づくりのみならず、既存施設の有効活用も重視します。
  - 既存施設においては、リニューアルや複合化など、「リデザインを行う」との発想で有効活用の検討を行います

## ⑥ 地域との関係で施設の景観づくりを行います

- 良好な景観形成とは、対象となる施設をすべて同一の形態・意匠とすることではありません。周辺地域の自然や歴史・文化などの景観要素と対象施設とのバランスに配慮して景観の形成を行います。

## ⑦ 適切なデザインで施設の景観づくりを行います

- 対象となる施設の整備コンセプトにもとづいて景観形成のコンセプトを定めます。
- 対象となる施設と周辺との関係、施設内の全体と部分の関係で適切なデザインを創造します（図と地の関係やメリハリ付けを考慮）。
  - 河川の場合、水辺や緑など（図）と、護岸や防護柵など（地）が一体となって良好な景観を形成することが重要ですが、地の部分に動物やキャラクター画などを過度に装飾することは避け、図の部分を引き立てるような配慮が必要です
- 施設機能とかけ離れたデザイン、装飾の過多、画一的なデザインになり過ぎないようにします。
  - 橋りょうの場合、自由なデザインや装飾によるものも重要ですが、構造体である桁や柱そのものを活かすデザイン（構造美）や、構造体の一部や付帯物の連続性、規則性などを活かしたデザイン（構成美）も重要です
- 維持管理しやすいデザインに配慮します。
  - 維持管理しやすいということは良いデザインであるということが出来ますので、デザインの際には維持管理に配慮することが重要です
- 時の経過や変化を考慮してデザインを行います。
  - 数十年経っても親しまれ飽きないデザインや時間の経過とともに味わい深い表情となる自然素材の活用、四季の変化を意識させる緑化計画が重要です

## ⑧ 景観形成の継承や一貫性に努めます

- 公共施設は、先人の英知で整備された良好な景観要素が多くあります。これらの要素を引き継ぎ、新たな整備においても継承していきます。
- 計画から設計等において意図したデザイン等は、整備や維持管理の段階においても一貫性を損なうことなく進めていきます。

## ⑨ 安全性や機能性と景観形成を両立させます

- 公共施設は、施設の整備において安全性や機能性を保持するとともに、良好な景観の形成においてもこれらとの両立を進めます。
  - 安全性や機能性は景観形成の前提条件として重視すべきものです。そのうえで、より魅力的で美しい景観形成に向けた検討がさらに重要となります